平成２４年（フ）第２３７号
千葉県市原市東国分寺台５丁目４番地２
ガーデンヒルズ国分寺台Ａ102号室
債務者　森　百合香
1　決定年月日時　平成24年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第２４５号
千葉県八千代市村上1891番地32　ラミーユ勝田台ハイライズ・イーストヒル722号
債務者　檜山　弘美
1　決定年月日時　平成24年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第２７４号
千葉市稲毛区穴川２丁目６番10号　セブンスK205号
債務者　安田　美妙
1　決定年月日時　平成24年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第２９２号
千葉県船橋市金杉６丁目６番９号
債務者　根本多喜子
1　決定年月日時　平成24年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第２９４号
千葉県八千代市大和田270番地174
債務者　山田　通嗣
1　決定年月日時　平成24年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第３０１号
千葉市中央区宮崎町518番地29
債務者　加藤真奈美
1　決定年月日時　平成24年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第３１０号
千葉市中央区末広１丁目12番５号　セントラルガーデン新宿205号
債務者　小又　啓子
1　決定年月日時　平成24年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第３１７号
千葉市中央区仁戸名町337番地２　シャトー仁戸名201号
債務者　中村　徳光
1　決定年月日時　平成24年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第３３２号
千葉市緑区おゆみ野南４丁目34番地17　αＮＥＸＴおゆみ野６番館205号
債務者　田村　真智
1　決定年月日時　平成24年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第３４６号
千葉市花見川区千種町283番地２　雇用促進住宅２棟305号
債務者　梅田　敏紀
1　決定年月日時　平成24年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第３６４号
千葉市緑区土気町1559番地31
債務者　橋本　　崇
1　決定年月日時　平成24年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第３８５号
千葉県船橋市栄町１丁目６番５号マリイベル203号
債務者　對馬　恵美（旧姓藤田）
1　決定年月日時　平成24年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第４１１号
千葉県市原市平田981番地３市営平田住宅３棟306号
債務者　畠山　直子
1　決定年月日時　平成24年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第４２５号
千葉市美浜区真砂３丁目17番４棟609号
債務者　寺本とも子
1　決定年月日時　平成24年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第４３７号
愛知県大府市長草町下田ノ松43番地　コーポ喜楽301号
債務者　伊藤　幸子
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６１９号
名古屋市熱田区八番２丁目15番23号　コンフォール八番Ｃ号
債務者　伊藤亜也子（旧姓森）
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６６１号
愛知県瀬戸市高根町２丁目６番地　Ｃｏｍｆｏｒｔ　ｓｐａｃｅ高根103
債務者　梅村　孝弘
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部